

公 告

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、さんま、まあじ及びまいわし太平洋系群に関する令和5管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年12月27日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第1 さんま（令和5年1月～令和5年12月）

- 1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
さんま漁業	現行水準

第2 まあじ（令和5年1月～令和5年12月）

- 1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
まあじ漁業	現行水準

第3 まいわし太平洋系群（令和5年1月～令和5年12月）

- 1 都道府県漁獲可能量について、本県に定められた数量
37,000トン
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
まいわし定置網漁業	32,600トン
まいわし漁船漁業	4,400トン